



参考資料①

(説明資料補足)

金融庁
平成25年6月

平成25年3月22日
内閣総理大臣決裁

- 1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)が平成25年3月31日限り、その効力を失うに当たり、中小企業・小規模事業者及び住宅ローン債務者の円滑な資金繰りに万全を期すとの観点から、政府全体として関係省庁が連携して継続的にこれらの事業者等の動向を把握していく体制を整備し、恒常的な実態把握と必要な措置についての連携を図るため、中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議(以下、「副大臣等会議」という。)を開催する。
- 2 副大臣等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
 - 議 長 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官(政務)
 - 構成員 議長以外の内閣官房副長官
 - 金融関係事項を担当する内閣府副大臣
 - 復興大臣の指名する復興副大臣
 - 総務大臣の指名する総務副大臣
 - 財務大臣の指名する財務副大臣
 - 厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
 - 農林水産大臣の指名する農林水産副大臣
 - 経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
 - 国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
 - 内閣総理大臣補佐官(政策企画担当)
- 3 副大臣等会議の庶務は、金融庁及び中小企業庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、副大臣等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

中小企業金融モニタリング体制について

平成25年3月

金融庁 財務省 厚生労働省
経済産業省 国土交通省

➤ データ収集体制

中小企業全体	データ内容	担当
東京商工リサーチ	業種別の倒産動向 (負債総額1000万以上)	経産省
小規模事業者等	データ内容	担当
信用保証協会	小規模事業者の業種別の 代位弁済動向	経産省
民間金融機関	貸出額1000万円未満の倒産状況	金融庁
政府系金融機関 (日本政策金融公庫、商工中金)		経産省 財務省

(注) その他、商工会において、定期的に倒産状況等について、
ヒアリング等を実施予定。

➤ 各産業界の動向の把握

金融円滑化法期限到来後の各産業界の状況について、
引き続き、所管省庁において動向を把握。

(担当：厚労省、国交省)

I. 経営陣による態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つである。金融機関には、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。
- ・また、金融機関においては、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の顧客の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給(新規の信用供与を含む。)や貸付条件の変更等に努めることが求められる。
- ・特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第64条の規定の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。
- ・このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、債務者に対する経営相談・経営指導等を通じて、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の債務者の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる。

Ⅲ. 個別の問題点

1. 共通

①【与信審査・与信管理】

(i)顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みについて、金融円滑化管理方針等に基づき適切に対応しているか。

(xv)他の金融機関等(政府系金融機関等を含む。)から借入れを行っている債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、当該債務者の同意を前提に、当該他の金融機関等(信用保証協会等が関係している場合には、信用保証協会等を含む。)間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう適切に対応しているか。特に、貸付残高の多い金融機関は、貸付条件の変更等に係る情報の確認を積極的に行うなど、緊密な連携を図るよう適切に対応しているか。

(xix)債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るよう適切に対応しているか。

地域金融機関向けの監督指針(抜粋)

＜主要行等向けの監督指針も同様の改正を実施＞

Ⅱ－4 金融仲介機能の発揮

Ⅱ－4－1 基本的役割

金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下Ⅱ－5までにおいて同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等に努めることが求められる。

特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。

このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる。

Ⅱ－4－2 主な着眼点

上記の基本的役割を踏まえ、各金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各金融機関の取組み状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ－5－3を参照）。

- （1）中小企業や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。また、他業態も含め関係する他の金融機関等がある場合には、当該他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。
- （2）株式会社地域経済活性化支援機構法第64条の規定の趣旨を踏まえ、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、地域経済活性化支援機構との連携を図るとともに、自らも円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。

Ⅱ－4－3 監督手法・対応

各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各金融機関における取組み状況をフォローアップしつつ、金融仲介機能が十全に発揮されるよう、金融機関を促していく。

トップヒアリングにおいては、金融機関経営者から、金融仲介機能の発揮に関し、経営陣の主導性の発揮状況等を確認する。

また、総合的なヒアリング等においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含め、個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む。）まで踏み込んで確認する。

地域経済活性化支援機構法第64条について

(金融機関等との連携)

第六十四条 機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。

○ 機構と金融機関等

⇒「地域における金融の円滑化」に資するよう、相互の連携に努めなければならない

○ 地域において、借り手に対して資金供給を行う等の金融仲介機能を提供しているのは、金融機関
(機構は、このような金融仲介機能を持っていない)



○ 金融機関には、(機構と連携しつつ)地域において金融の円滑化に資するよう努めなければならない責務がある。

○ 「金融の円滑化」は広い概念

⇒ 新たな信用供与、借り換え、貸付条件の変更等を含む



○ 監督指針・検査マニュアルにおいても

・貸付条件の変更等、円滑な資金供給に努めること

(・その際、金融機関相互の連携に努めること)

を明記



金融機関は、貸付条件の変更等に努めなければならない

平成24事務年度監督方針・検査基本方針の改正

～新規融資に関する着眼点の追加～

〔平成25年4月30日〕

◎地域金融機関向け監督方針改正による新規追加項目

＜主要行向け監督方針、検査基本方針についても同様の改正を実施＞

2. 円滑な金融仲介機能の発揮

(6) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層促していくことが求められている。

このため、地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、例えば以下のような着眼点に基づき重点的に検証することにより、地域金融機関による新規融資の積極的な取組みを促していく。

- ① 新規融資(特に中小企業・小規模事業者向け融資)について、どのような経営方針の下で積極的に取り組んでいるか。当該経営方針を営業の第一線に対してどのように周知徹底しているか。
- ② 今後期待される景気回復局面における新たな資金需要の見通しについて分析を行い、当該分析結果に基づき融資の方針等を立てているか。
- ③ 資金需要の高まりが期待できる事業分野や地域について、定期的に分析を行い、当該分析結果に基づき新規融資の戦略・方針・具体的な目標等を立てているか。

- ④ 資金需要の掘り起しに当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑤ 貸付条件の変更等を行った債務者についても、債務者の実態を十分に把握した上で、新規融資に積極的に取り組んでいるか。仮に、謝絶する場合には、その理由を具体的に明示しているか。また、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資の相談・申込みを謝絶していないか。
- ⑥ 顧客企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮(販路開拓支援・海外進出支援等)を新規融資に結びつけるため、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑦ 新規融資を行う際に、不動産担保や保証(信用保証協会保証、個人保証)を求めるのは、どのような場合か。
- ⑧ ABL(電子記録債権の活用を含む)など、不動産担保や保証に依存しない融資の推進や資本金借入金の活用にあたって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑨ 新規融資についてどのような審査基準に基づき審査を行っているか。特に、中小企業・小規模事業者向け融資の審査にあたって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑩ スコアリングによる定量面(P/L、B/S)の審査に偏重することのないようにするため、具体的にどのような工夫(定性面の評価等)・取組みを行っているか。
- ⑪ 新規融資に関する苦情・相談について、どのような態勢で対応しているか。
- ⑫ 業績評価や人事評価にあたって、新規融資の取組みを勘案しているか。
- ⑬ 新規融資の取組み、預貸率を含む金融機関のポートフォリオの状況等について、どのように分析し、情報開示を行っているか。

中小企業等の金融円滑化への取組みについて

我々信用金庫の事業基盤である地域経済は、長引くデフレ不況、人口の減少や国内産業の空洞化等によって疲弊してきており、一部の中小企業において海外に販路拡大等を求める積極的な動きがあるものの、売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にある。

こうした状況の下、我々信用金庫は会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んできた。

我々信用金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践していく所存である。

したがって、当然のことながら、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、会員たる中小企業等から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行っていくことに変わりはない。

我々信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいくことをここに申し合わせる。

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応にかかる
中小企業者への周知徹底について

標記の件に関しましては、既に各信用金庫において自金庫の対応方針をホームページで公表し、当該中小企業者に対して案内等をいただいております。本会でも業界申し合わせを行うなど、業界では同法期限到来に向けた対応を鋭意行っているところです。

しかしながら、金融当局等には円滑化法の期限到来後における金融機関の対応を不安視する中小企業者の声が依然として寄せられていることから、信用金庫業界としても、本件に関する更なる周知徹底に積極的に取り組むことが求められております。

つきましては、各信用金庫におかれましては、貸付条件の変更等を行っている中小企業者に対し、円滑化法の期限到来後もこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めていくことや、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、きめ細かな対応を行っていく旨を適切に伝え、周知していただきますよう（貴金庫の対応方針と相談窓口を明示した代表者名入りの書面を送付・配布する等）お願い申し上げます。

なお、既に同様の取組みを実施している取引先には、改めてご対応いただく必要はございませんが、これから対応される信用金庫におかれましては、既に自金融機関の対応方針等をホームページで公表している信用金庫や銀行の事例を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

中小企業金融等の円滑化への取組みについて

わが国の経済を下支えしている信用組合の主たる取引先である中小零細事業者は、現在、懸命に事業の継続や雇用の維持に努めているが、不透明感の増す内外経済のなか受注の激減や個人消費の低迷による売上げ不振に加え競争の激化などにより、厳しい経営環境が続いている。

このような状況の中にあって、信用組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組合組織の金融機関として、取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金供給を行うとともに、取引先の経営相談や経営指導・経営改善など課題解決に向けた可能な限りの支援を行うことで、地域・業域・職域の各分野において円滑な金融仲介の使命・役割を果たしてきた。

もとより信用組合は、円滑化法施行以前より、通常の業務として、取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小零細事業者に対するいわゆるコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでおり、法律の期限到来後も、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んでいくことに何ら変わりはない。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにあるが、今後、さらにこうした強みを発揮していくとともに、取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質をより一層高めていく必要がある。

以上を踏まえ、私ども信用組合は、中小零細事業者や生活者の最後の拠り所として、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、取引先からの貸付条件の変更等の申込み・相談に迅速かつ適切に対応しつつ、経営支援に向けた取組みを一層強化するなど、中小企業等の金融の円滑化に全力で取り組んでいくことを申し合わせる。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応にかかる中小零細事業者等への
周知徹底について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応につきましては、本会において業界申し合わせを行い、また、各信用組合においても自組合の対応方針をホームページで公表し、当該中小零細事業者等に対してご案内等をいただくなど、業界では同法の期限到来に向けた対応を鋭意行っているところです。

しかしながら、金融当局等には、中小零細事業者等から円滑化法の期限到来後における金融機関の対応を不安視する声が依然として寄せられていることから、信用組合業界としても、本件に関する更なる周知徹底に積極的に取り組むことが求められております。

つきましては、各信用組合におかれましては、先般ご案内いたしました業界申し合わせを参考としていただき、同法の趣旨に基づき貸付条件の変更を行っている中小零細事業者等に対し、円滑化法の期限到来後もこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めていくことや、貸出先が抱えている課題を十分把握したうえで、その解決に向け、きめ細かな対応を行っていく旨を、可能な限り速やかに周知（貴組合の対応方針と相談窓口を明示した代表者名入りの書面を送付・配布する等）していただきますようお願い申し上げます。

なお、既に同様の取組みを実施している取引先には、改めてご対応いただく必要はございませんが、これから対応される信用組合におかれましては、既に自金融機関の対応方針等をホームページで公表している信用組合の事例や信用金庫、銀行等の事例を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

中小企業金融円滑化法の期限到来後における中小企業金融等への 取組みについて

一般社団法人全国銀行協会

私ども民間金融機関は、これまでも中小企業等に対する金融の円滑化を最も重要な社会的使命に位置づけ、工夫を凝らし様々な方策を講じながら、企業等の資金需要や貸付条件の変更等のお申出に対し、真摯に取り組んできたところである。

中小企業金融円滑化法は本年 3 月31日をもって期限を迎える予定であるが、政府や地方公共団体、日本銀行が、中小企業や地域経済の活性化等を図るべく、一体となって企業等の資金繰り確保に向けた様々な取組みが講じられている中で、私ども民間金融機関としても、政府等と緊密な連携を中断なく保ちつつ、適切に金融仲介機能を発揮し、企業等の資金需要や貸付条件の変更等のお申出に、引続き真摯かつ丁寧に対応していくことが期待されている。

特に、昨年11月15日に「中小企業金融等の円滑化への取組み」について申し合わせを行っているとおり、貸付条件の変更等のお申出については、借り手の真の意味での経営改善が図られるよう、外部機関等を活用しつつ、コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援する等の対応を行うことが重要と認識している。

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、私ども民間金融機関の融資スタンスに不安を持たれることの無いよう、借り手への説明を確りに行いつつ、これまでどおり、真摯に中小企業等と向き合い、企業等の資金需要に前向きに対応し、金融の円滑化に全力をあげて取り組むことを申し合わせる。

金融円滑化編チェックリスト

I. 経営陣による態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つである。金融機関には、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。
- ・ また、金融機関においては、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の顧客の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給(新規の信用供与を含む。)や貸付条件の変更等に努めることが求められる。
- ・ 特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第64条の規定の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。
- ・ このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、債務者に対する経営相談・経営指導等を通じて、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の債務者の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる。

Ⅲ. 個別の問題点

1. 共通

①【与信審査・与信管理】

(iii)債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援を積極的に行っているか。

＜主要行等向けの監督指針も同様の改正を実施＞

Ⅱ－4 金融仲介機能の発揮

Ⅱ－4－1 基本的役割

金融機関は、中小企業(小規模事業者を含む。以下Ⅱ－5までにおいて同じ。)や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給(新規の信用供与を含む。以下同じ。)や貸付けの条件の変更等に努めることが求められる。

特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第64条の規定の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。

このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる。

Ⅱ－4－2 主な着眼点

上記の基本的役割を踏まえ、各金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各金融機関の取組み状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく(顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ－5－3を参照)。

(略)

Ⅱ－4－3 監督手法・対応

(略)

Ⅱ－5－2－1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点

① 経営再建計画の策定支援

(2)に掲げるソリューションのうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、金融機関と顧客企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合(金融機関から提案されたソリューションが顧客企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。)、速やかに、当該ソリューションを織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。

経営再建計画は、顧客企業が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、顧客企業が自力で策定することが望ましい。その際、金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、(2)に掲げるソリューションを適切に織り込んでいるか等について、顧客企業と協力しながら確認するよう努める。

ただし、顧客企業が自力で経営再建計画を策定できないやむを得ない理由があると判断される場合には、顧客企業の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む。）する。その際、金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。

なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小企業の人員や財務諸表の作成能力等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、顧客企業の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。

（注1）顧客企業に対し貸付けの条件の変更等を行った場合であっても、経営再建計画や課題解決の方向性が、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に該当する場合には（該当要件については、本監督指針Ⅲ－4－9－4－3リスク管理債権額の開示を参照のこと。）、当該経営再建計画や課題解決の方向性に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。

（注2）仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる（「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」2. 検証ポイント及び監督指針Ⅲ－4－9－4－3リスク管理債権額の開示を参照のこと。）。

② 新規の信用供与

積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件の変更等を行った顧客企業から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが顧客企業の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。

Ⅱ－5－3 主な着眼点

（3）個々の顧客企業の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、顧客企業に密着して、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを、顧客企業の立場に立って提案し実行支援しているか。その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。

⇒ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、説明資料「地域密着型金融の推進に関する監督指針の改正」を参照。

金融機関による情報開示に係る内閣府令・監督指針のポイント (平成25年3月31日改正)

「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」として、以下の内容を開示

- ① 中小企業の経営支援に関する取組み方針
- ② 中小企業の経営支援に関する態勢整備(外部専門家・外部機関等との連携を含む。)の状況
- ③ 中小企業の経営支援に関する取組状況(支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等)
 - a. 創業・新規事業開拓の支援
 - b. 成長段階における支援
 - c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援
- ④ 地域の活性化に関する取組状況

※上記について、具体的で分かりやすい内容の記載を求める

※上記③、④については、具体的な実績や成果を記載するよう努める

中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善支援のイメージ

円滑化法を利用する中小企業・小規模事業者 30万～40万社

特に事業再生等が必要な事業者 5万～6万社

地域経済
活性化
支援機構
による
支援

再生支援協議会
による支援

年間数千社を支援。
機能強化のため、
補正予算に41億円計上。

認定支援機関による
経営改善計画策定支援

2万社を対象に総額300万円
までの費用の2／3を補助。
補正予算に405億を計上。

セーフティネット貸付や借換保証等による10兆円超
の資金繰り支援

- ・ 経営支援型のセーフティネット貸付の創設
（補正予算1326億円、事業規模5兆円、約20万社対象）
- ・ 資本金劣後ローンの活用
（補正予算986億円、事業規模0.4兆円、約1300社対象）
- ・ 借換保証の推進
（補正予算500億円、事業規模5兆円※、約25万社対象）
※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

地域金融
機関

中小企業・小規模事業者の
再生・経営改
善については、
メインバンクが
最後まで責任
を持つことが
大原則

企業再生支援
機構の改組・
機能強化によ
り、地域金融
機関等の支援
能力を向上

事業再生子会社・再生ファンド等への出資・専門家人材の派遣（今次法改正による機能強化）

○認定支援機関向け経営改善・事業再生計画研修事業

5 億円【補正予算】

経営力強化支援法に基づく認定支援機関(税理士、弁護士、金融機関等)に対して、大手会計法人等による研修を実施し、事業再生・経営改善計画の策定能力の強化を行い、中小企業・小規模事業者の事業再生・経営改善を促進する。

○認定支援機関による経営改善計画策定支援

4 0 5 億円【補正予算】

中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画の策定に対して、経営力強化支援法に基づく認定支援機関が行う支援やフォローアップに対して補助を行う。

○中小企業再生支援協議会の機能強化

4 1 億円【補正予算】

年数千件程度の事業再生計画の策定支援を確実に実施できるよう、中小企業再生支援協議会の全国本部の人員の拡充等の機能強化を進める。

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

2, 8 9 3 億円【補正予算】

(財務省計上1,713億円、経産省計上1,180億円)

経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、中小企業・小規模事業者の再生・経営改善等の取組を推進しながら、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す。

・ セーフティネット貸付の創設

1, 3 2 6 億円

経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者の経営改善を支援するため、経営力強化支援法に基づく認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付の創設。

・ 資本性劣後ローンの拡充

9 8 6 億円

新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期(7年・10年・15年)・一括償還の資金(資本性資金)を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化。

※資本性資金とは、法的倒産手続の開始決定がなされた場合に、全ての債務に劣後する融資であり、金融庁の金融機関向け検査では「自己資本とみなすことができる」

・ 借換保証の推進

5 0 0 億円

経営力強化支援法に基づく認定支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免する経営力強化保証など、複数の借入債務を一本化し返済負担の軽減を図る借換保証を推進し、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化。

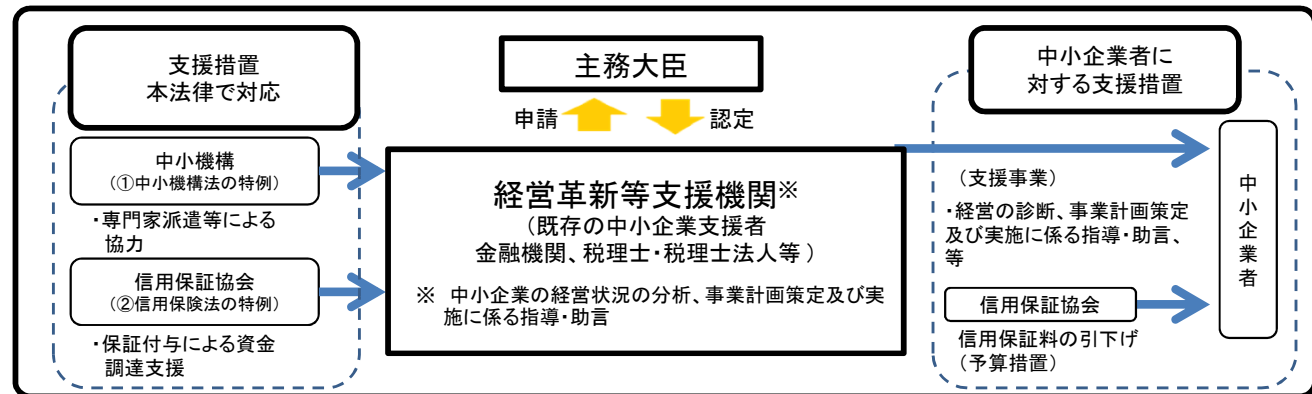
経営革新等支援機関(認定支援機関)について

昨年8月施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、これまで約11,200の専門家(法人、個人)を経営革新等支援機関として認定。主な役割は、以下のとおり。

- 専門家による経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ(計画実行支援)
- 地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援

1. 経営革新等支援機関の制度概要

- 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、弁護士等のうち、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけ。
- より高度で専門的な経営課題については、中小機構が最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となってチームとして経営課題を解決。
- 経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料を減額(▲0.2%)。

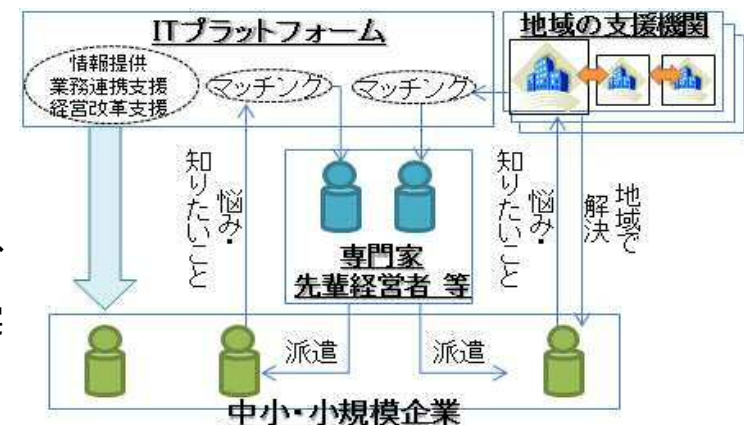


(参考)認定支援機関の内訳(6月5日時点)

税理士 (個人)	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中央会	中小企 業診断 士	社会保 険 労務士	行政 書士	コンサル 等	NPO 法人	一般財 団・一 般社団	公益財 団・公 益社団	金融 機関	その他	合計
6,958	1,121	683	39	1,040	54	46	175	36	209	3	3	230	17	23	43	460	16	11,156

2. 地域の認定支援機関によるネットワークの構築

- ・ITクラウドを活用して、経営革新等支援機関の地域内のネットワークを強化するとともに、100万以上の中小企業・小規模事業者等とのマッチングを実現。
- ・具体的には以下の取組を実施。
 - ① ITシステムによる支援: 全国の事業者と支援機関が、ITクラウド上で知識・ノウハウの共有、ビジネスマッチングを実現するためのサービスを提供。
 - ② 現場での支援(専門家派遣): 各地域の支援機関が本来業務として膝詰めでの相談等を実施。地域で解決できない等、高度・実践的な経営課題・相談には、専門家派遣を実施。 ※ ①については、平成24年度補正予算において、システム開発を前倒して実施。



認定支援機関による経営改善計画策定支援

平成24年度補正予算額 405.0億円

事業の内容

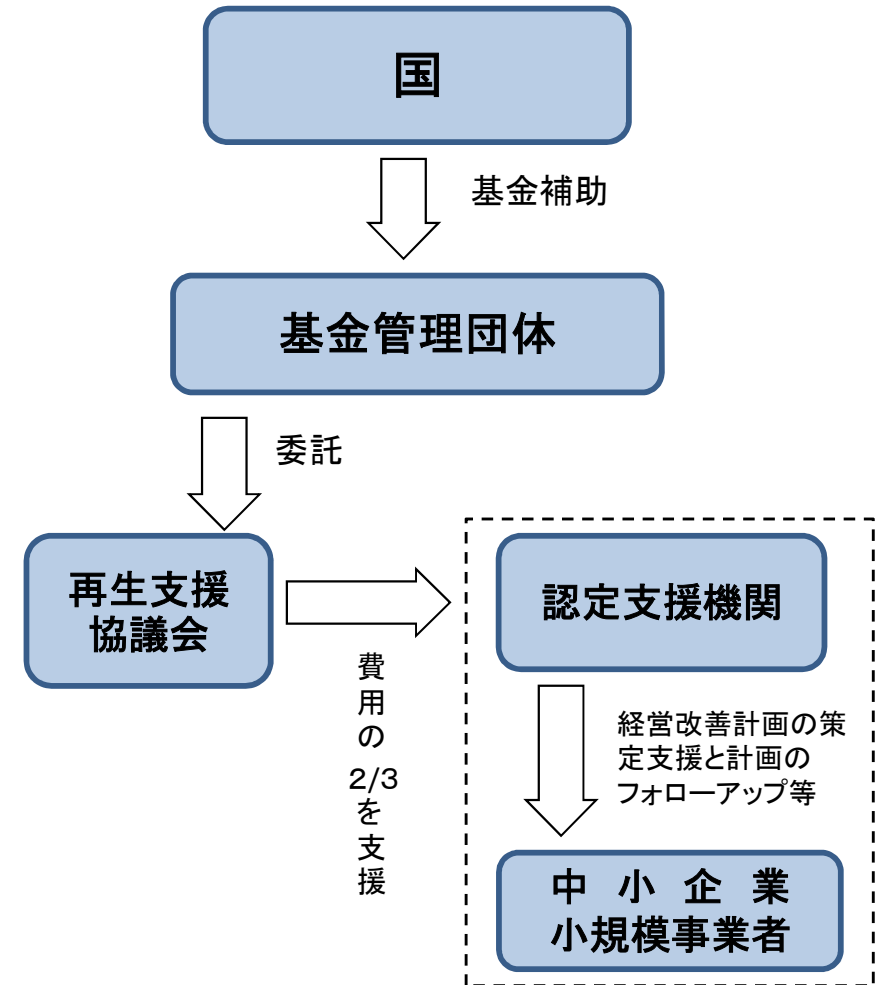
事業の概要・目的

- 金融機関等が金融支援等を行う前提として、中小企業・小規模事業者が適正な経営改善計画や再生計画を策定することが重要です。他方、多くの中小企業・小規模事業者は、自ら経営改善計画等を策定することが難しいため、公認会計士や税理士等の支援人材が同計画の策定を支援していくことが求められています。
- そのため、中小企業再生支援協議会を通じて、認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定を支援し、経営改善を促進します。
- 具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス(資産査定)費用、フォローアップ費用につき、総額300万を上限として、その2/3を支援します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

- 事業内容や財務状況など経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者
- 事業者の自己負担額は100万円以下。
(上限総額300万円－300万円×2/3)

事業イメージ



認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

平成24年度
補正予算

5億円

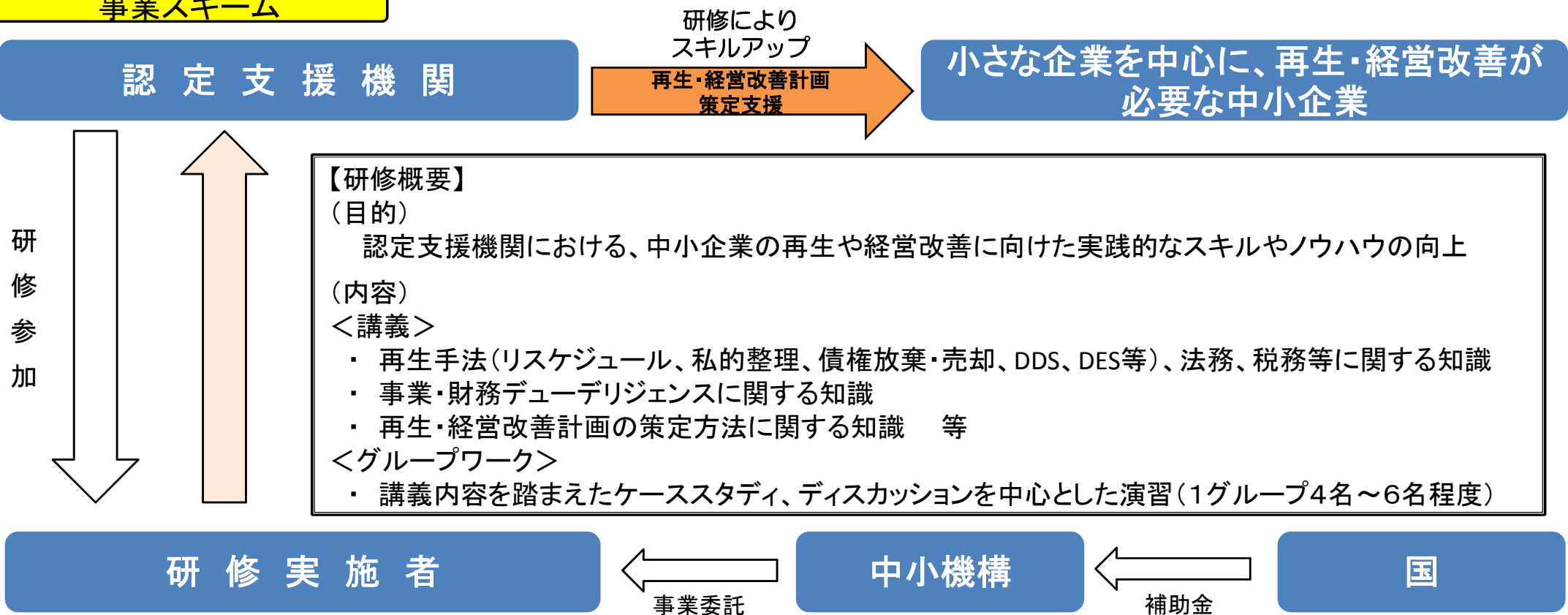
※予備費で10億円を措置済み

- ・経営力強化支援法に基づく認定支援機関の皆様を対象として、経営改善・事業再生研修を実施します 【研修参加費無料】
- ・平成25年1月30日から3月2日にかけて、全国80ヶ所、約3,400人を対象に第1弾の研修を順次開催。これ以降の研修についても、実施方法等を見直ししながら、5月上旬頃から順次開催予定。

趣 旨

- 小さな企業を中心とした中小企業に対して、認定支援機関による再生・経営改善の策定支援を加速化するため、再生・経営改善計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を全国各地で実施。

事業スキーム



中小企業再生支援協議会について

中小企業再生支援協議会は、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業の再生を支援するため、産活法に基づき、都道府県ごとに設置。

中小企業再生支援協議会の構成及び設置状況

認定支援機関(産活法第41条)

中小企業再生支援協議会 (産活法第42条)

全体会議
地域の実情を踏まえ、
具体的な業務実施方
針・方法、その他必要な
事項を定める。

指導・助言

報告・相談

支援業務部門

中小企業の再生に係る相談に応じるとともに、必要な場合には、再生計画の策定支援を行う。

中小企業や事業の再生等に知見と経験を有する者が常駐専門家として対応(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関出身者等)

再生計画策定支援をする場合に設置

個別支援チーム

- ・常駐専門家
- ・外部専門家

都道府県	設置主体(認定支援機関)
北海道	札幌商工会議所
青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県	盛岡商工会議所
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構
秋田県	秋田商工会議所
山形県	(公財)山形県企業振興公社
福島県	(公財)福島県産業振興センター
茨城県	水戸商工会議所
栃木県	宇都宮商工会議所
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構
埼玉県	さいたま商工会議所
千葉県	千葉商工会議所
東京都	東京商工会議所
神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構
長野県	(公財)長野県中小企業振興センター
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構
静岡県	静岡商工会議所
愛知県	名古屋商工会議所
岐阜県	岐阜商工会議所
三重県	(公財)三重県産業支援センター
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構
石川県	(財)石川県産業創造支援機構
福井県	福井商工会議所

都道府県	設置主体(認定支援機関)
滋賀県	大津商工会議所
京都府	京都商工会議所
奈良県	奈良商工会議所
大阪府	大阪商工会議所
兵庫県	神戸商工会議所
和歌山県	和歌山商工会議所
鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構
島根県	松江商工会議所
岡山県	(公財)岡山県産業振興財団
広島県	広島商工会議所
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団
徳島県	徳島商工会議所
香川県	高松商工会議所
愛媛県	松山商工会議所
高知県	高知商工会議所
福岡県	福岡商工会議所
佐賀県	佐賀商工会議所
長崎県	長崎商工会議所
熊本県	熊本商工会議所
大分県	大分県商工会連合会
宮崎県	宮崎商工会議所
鹿児島県	鹿児島商工会議所
沖縄県	那覇商工会議所

○認定支援機関の内訳

商工会議所	31
県中小企業支援センター	15
県商工会連合会	1
計	47

○常駐専門家の内訳

・弁護士	1
・金融機関出身者	223
・中小企業診断士	31
・信用保証協会出身者	13
・税理士	9
・公認会計士	22
・その他(中小企業支援機関等)	9

計 308
(平成25年4月1日現在)

中小企業再生支援協議会の再生支援の流れ

窓口相談 (第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- ・課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施
- ・必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画を作成して金融機関と調整する必要があると協議会が判断した場合

再生計画策定支援 (第二次対応)

再生計画の策定支援

- ・専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等)からなる個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援

関係機関との調整

- ・関係金融機関等との調整を実施

フォローアップ

- ・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

中小企業再生支援協議会の活動実績

相談対応

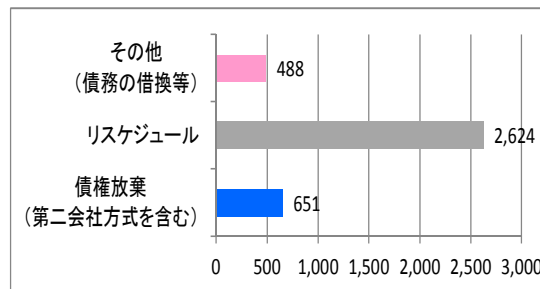
- ・相談対応は平成24年度第3四半期は1,300件(第2四半期795社)。うち、約59%が相談段階(1次対応)で課題解決。
- ・平成15年2月の設置以降、平成24年度第3四半期までの相談対応は累計26,435社。

再生計画策定完了

- ・再生計画策定完了は平成24年度第3四半期は231社(第2四半期は95社)。
- ・平成24年度第3四半期までの累計は、3,584社。

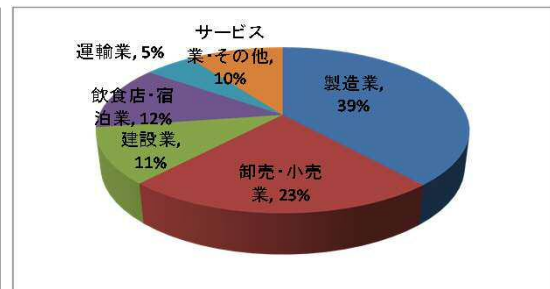
再生手法

※再生計画策定完了累計3,584社の内訳



業種特性

※再生計画策定完了累計3,584社の内訳



※上記手法を複数実施している案件がある。

中小企業再生支援協議会の機能強化

平成24年度補正予算額 40.5億円

事業の内容

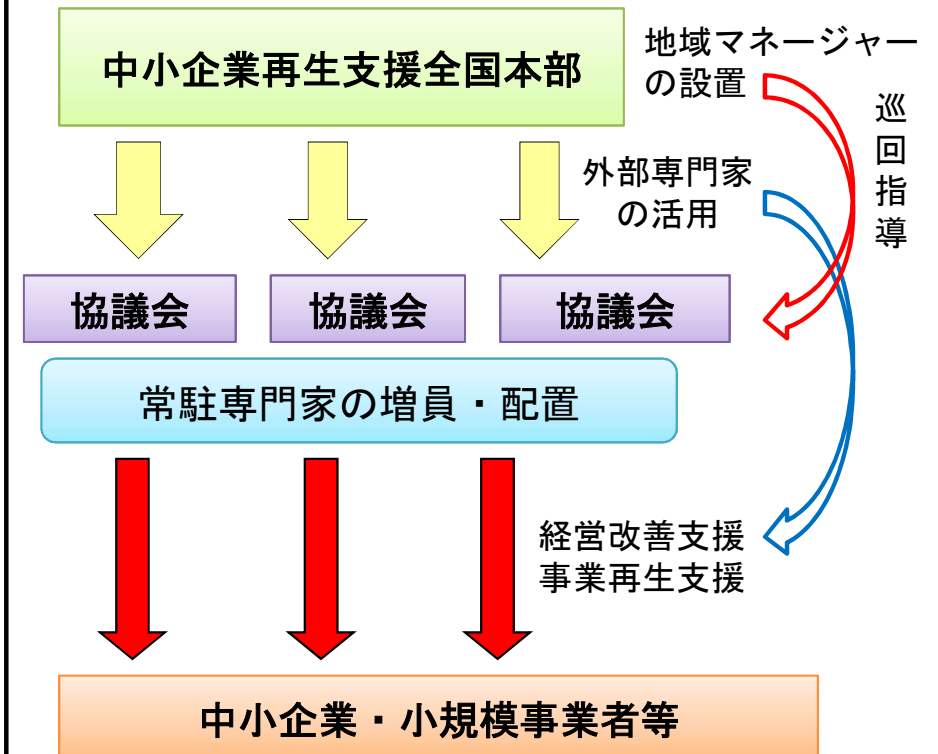
事業の概要・目的

- 再生計画策定支援の確実な実施に向けて、中小企業再生支援協議会の体制を抜本強化し、支援に係る質の向上及び量の増加を図ります。
- 具体的には、100名以上の専門家の増員等を図り、中小企業・小規模事業者に対する計画策定支援体制の強化を行います（すでに昨年中に70名の常駐専門家の増員（192名→262名）等を実施）。
 - ・全国本部の人員拡充
 - ・全国本部から各協議会への外部専門家派遣 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者が対象
- 再生支援協議会の計画等策定費用の平均で約330万。
事業者の負担割合は原則1/2であるため、事業者の自己負担額は160万円以下。

事業イメージ



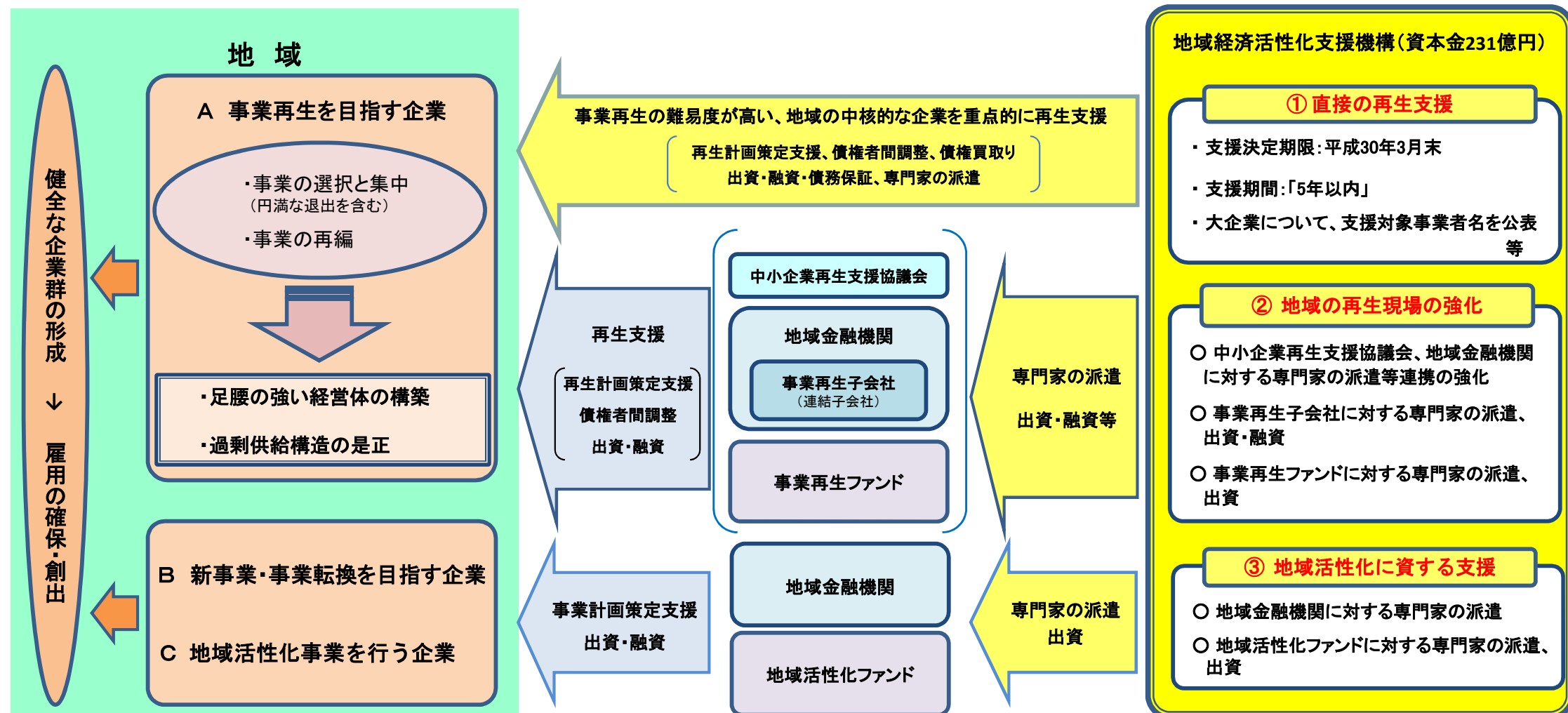
※中小企業再生支援協議会は、中小企業・小規模事業者の再生を支援するため、産業活力再生法に基づき、全国47都道府県ごとに設置された支援機関。事業再生の専門家が再生計画の策定支援を行い、債権放棄やリスケ等に向け、金融機関調整を行う。

地域経済活性化支援機構の概要

平成25年3月18日、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充し、業務開始

【 英文名 : Regional Economy Vitalization Corporation of Japan 略 称 : REVIC (レヴィック) 】

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化を図る**。



地域経済活性化支援機構の業務 ①（再生支援業務）

- 事業再生の難易度が高い地域の中核的な企業を重点的に再生支援
 - 再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取
 - 出資・融資・債務保証、専門家の派遣
 - 中小企業の支援決定においては、企業名は原則として公表不要
 - 中小企業にかかるデューデリジェンス費用について、事業者負担は1 / 1 0
- （注） 手続費用の可能な限りの圧縮と手続期間の短縮化を目指す

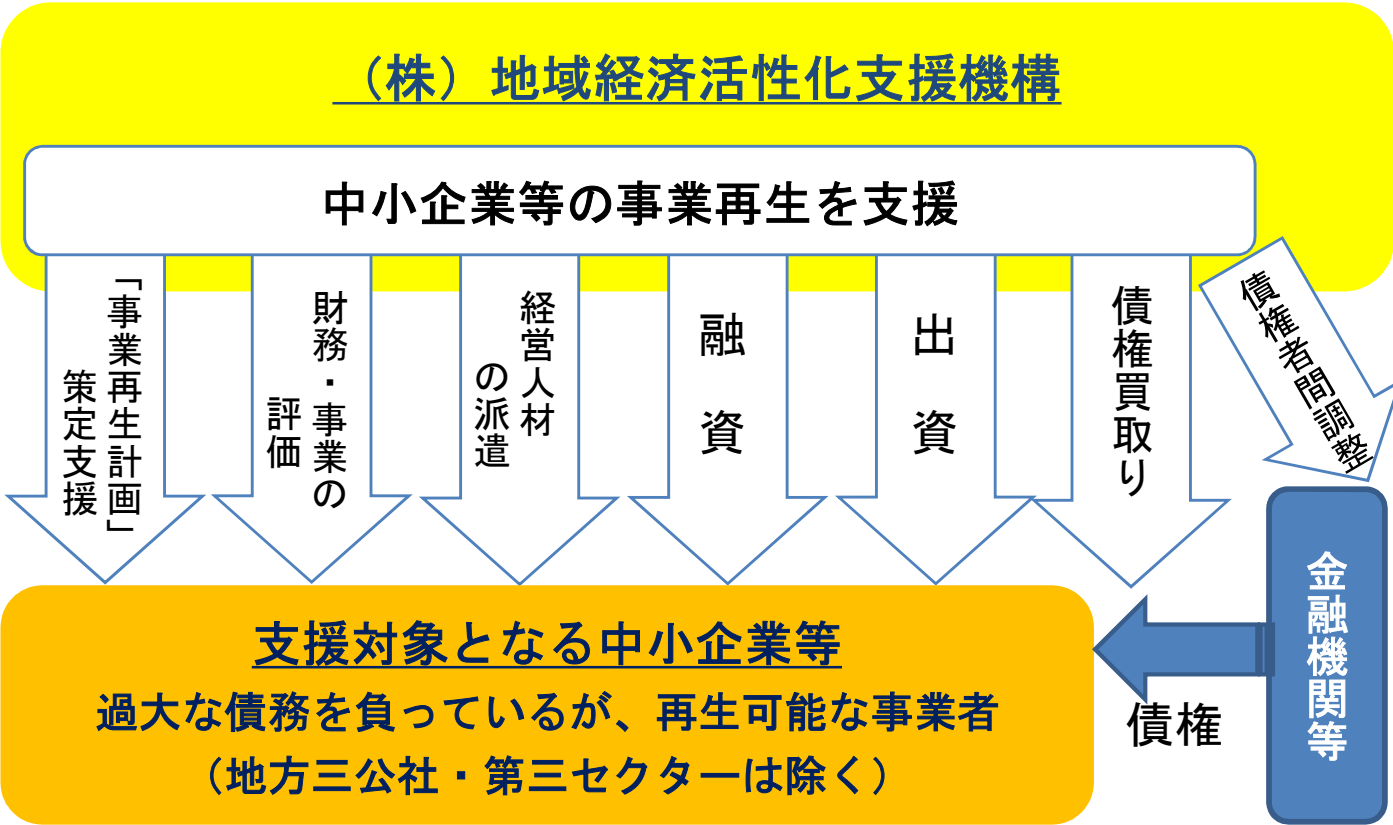
○ 最近の相談受付状況

相談受付件数 (2 4 年 4 月 ～ 2 5 年 3 月 末)	3 2 3 件
うち、金融機関等や事業者等 において調整中のもの	9 4 件
うち、デューデリ等事業者・ 金融機関と具体的な調査・ 協議中のもの	1 7 件

○ 支援実績

支援実績 (2 5 年 4 月 1 5 日 現 在 旧機構の実績含む)	3 3 件
うち、中堅・大企業	8 件
うち、中小企業	1 5 件
うち、医療法人・学校法人	1 0 件

○ 地域経済活性化支援機構における再生支援業務の概要



地域経済活性化支援機構の業務 ②（新規業務）

新規業務の概要

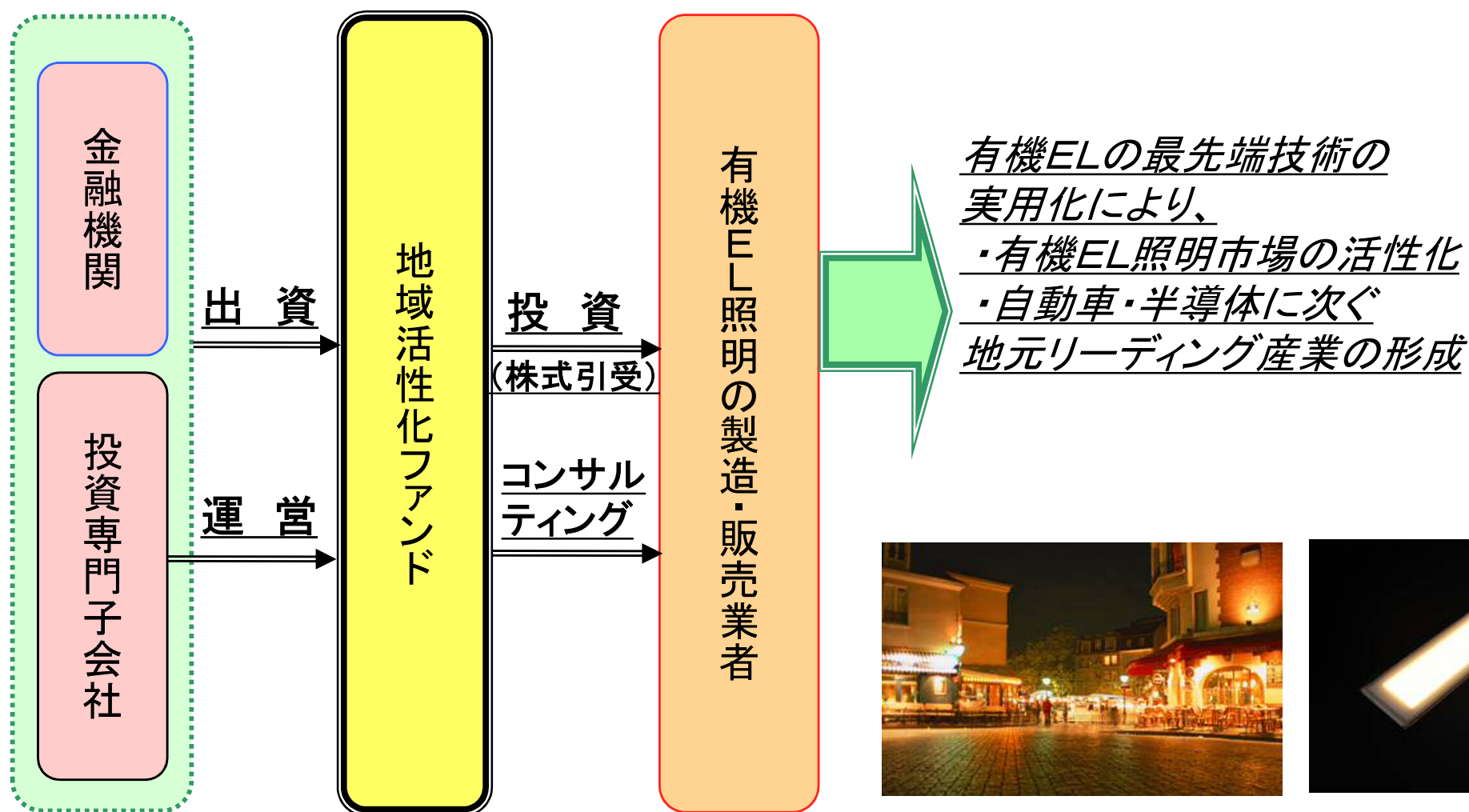
金融機関等に対する専門家の派遣	金融機関、事業再生子会社、ファンド運営子会社に対し、事業再生・地域経済活性化事業の専門家を派遣することで、機構に結集する専門家のノウハウを提供
ファンドの運営会社の設立・経営管理	金融機関等の民間事業者とともに、機構の有する専門家のノウハウを活用して事業再生・地域活性化ファンドの運営を支援
事業再生子会社に対する出融資	事業再生子会社に対して、機構が出融資を行い、専門家派遣によるノウハウの提供と併せて、中小企業等の継続的・集中的な事業再生を支援
非メイン行の貸付債権の信託の引受け	信託を通じて非メイン行の債権を機構に集約し、債権者をメイン行と機構に限定することにより、中小企業等の負担を軽減しつつ、迅速かつ円滑な再生を支援

新事業・事業転換及び地域活性化事業のイメージ（例）

○ 地域の新たな主要産業となることが期待される事業を創造する企業	○ 駅前や商店街の再開発・活性化に関与する企業
○ 大学等の研究機関と連携して新たな事業に取り組む企業	○ 太陽光・地熱等の地域の資源を活用する企業
○ 地域のニーズに応じた「医療・介護施設」を運営する企業	○ 観光施設や温泉旅館を一体的に再生する企業
○ 建設業や製造業から農業等へ進出・業種転換する企業	

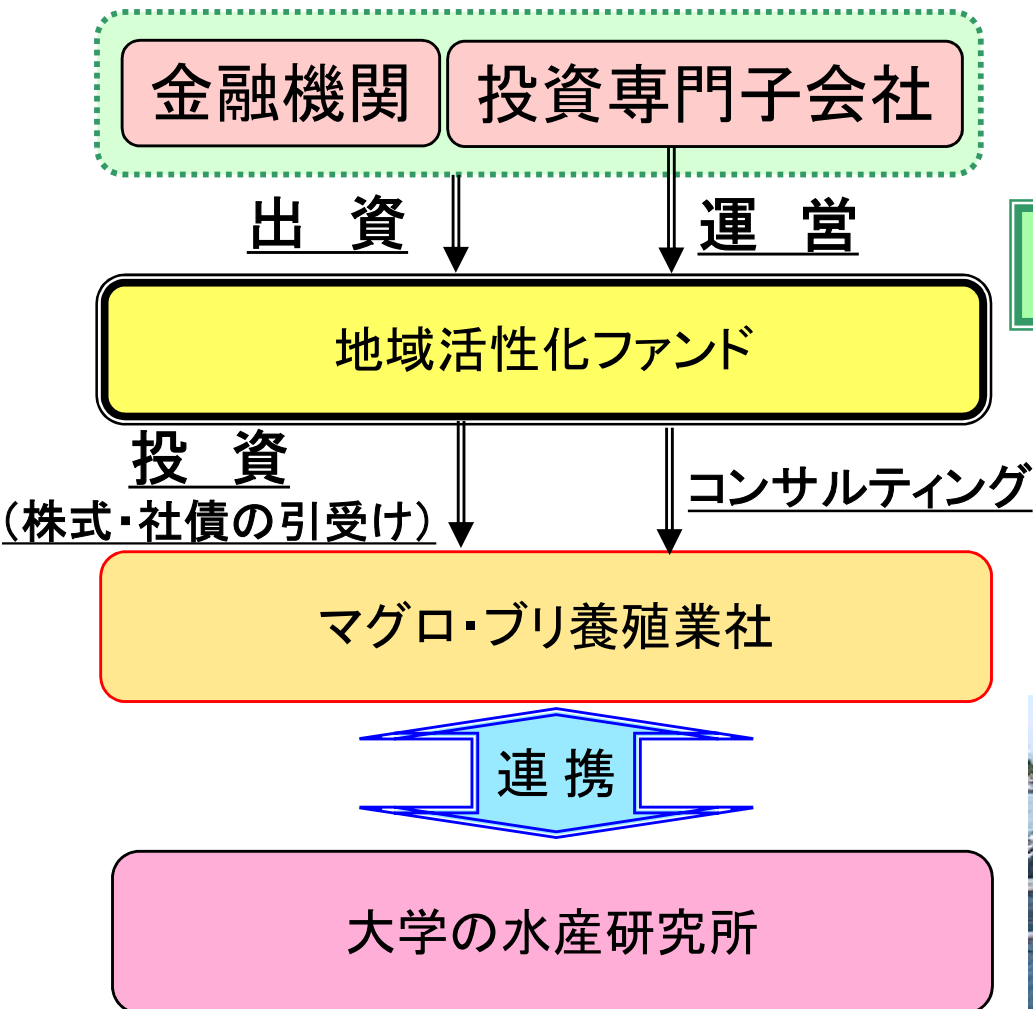
地域の新たな主要産業となることが期待される事業を創業する企業

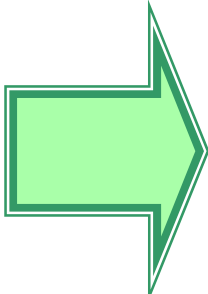
「地域活性化ファンド」は、有機EL(エレクトロルミネッセンス:有機物自体が発光する現象)照明の製造・販売業者が有する最先端技術の実用化により有機EL照明市場の活性化を図り、地元のリーディング産業の形成に資するとの観点から、事業者に対して投資を実施



大学との連携により魚の養殖業を手がける企業

「地域活性化ファンド」は、近年、天然マグロの漁獲規制により完全養殖マグロのニーズが高まっていることを踏まえ、大学と連携して同事業に取り組んでいる地元のブリ・マグロ養殖業者に対して投資を実施



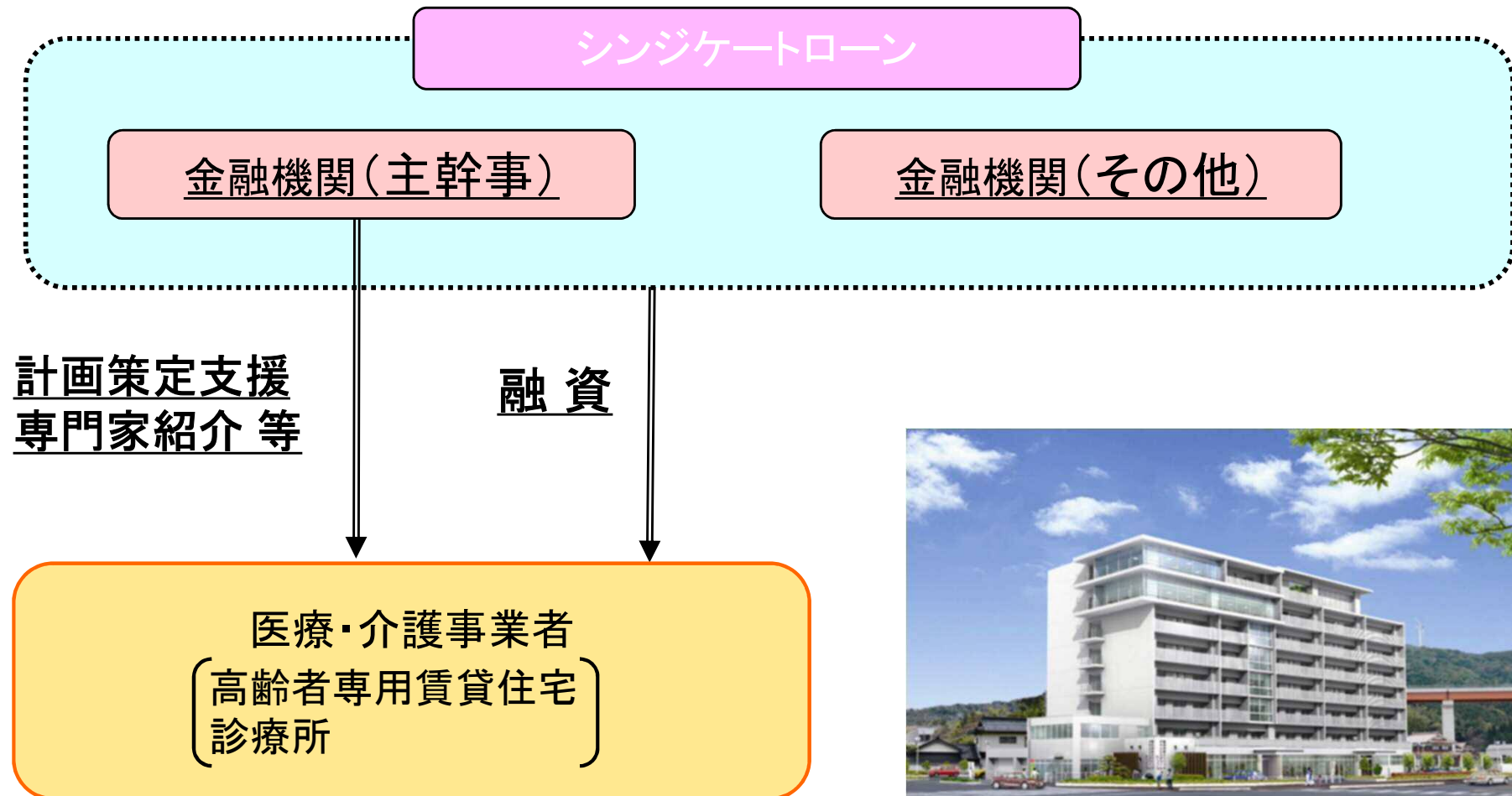
- 
- ・養殖事業に必要な運転資金
 - ・既存設備の更新
 - ・養殖に関する技術協力

地元水産業の活性化



医療型高齢者専用賃貸住宅を開設する企業

銀行は、医療・介護必要度の高い高齢者の受皿が地域において不足している状況に鑑み、医療型高齢者専用住宅を開設する医療・介護事業者に対し、シンジケートローンを組成



建設業等から農業等へ進出する企業

銀行は、地元の取引先（建設業、自動車部品製造業）が業況悪化により農業への進出を検討していたことから、「菌床しいたけ栽培」を提案し、事業化に向けた様々な支援を実施

○菌床しいたけ栽培を提案した理由

徳島県は菌床しいたけの生産量日本一として知名度が高い

施設栽培のため天候に左右されず周年栽培可能

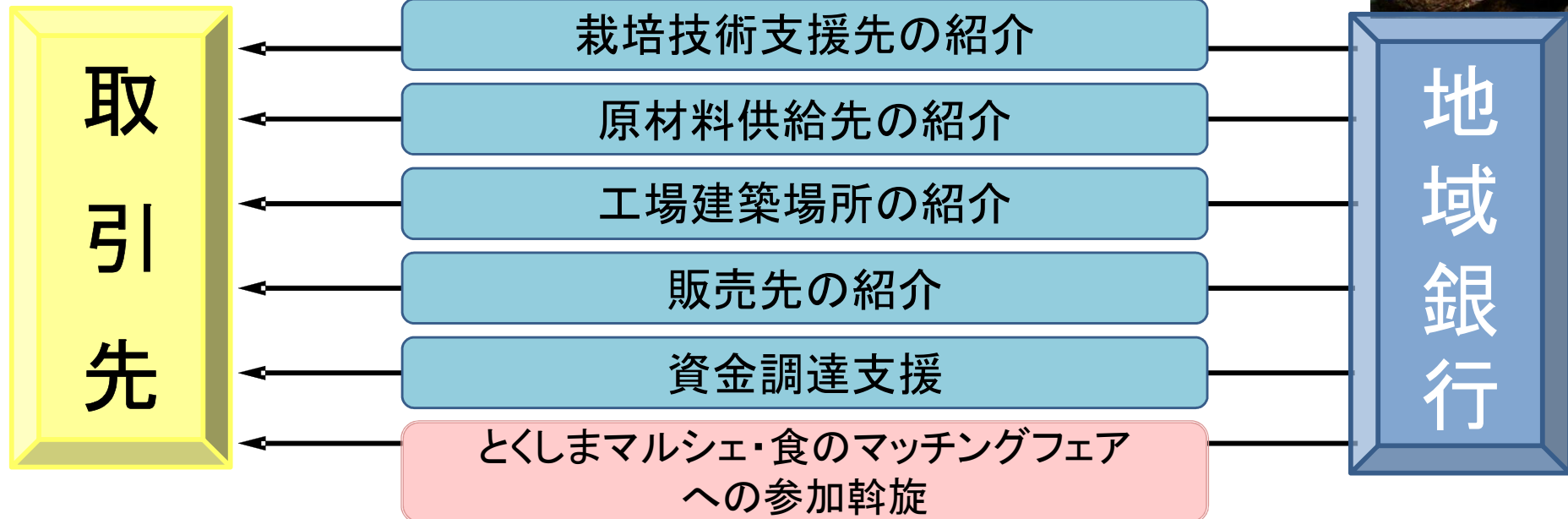
培養後1つの菌床で6～8回収穫でき、失敗のリスクが小さい

労働集約産業であるため、地域経済の雇用拡大に貢献

新規参入でも最新の設備・ノウハウを導入すれば、良質のしいたけ栽培可能

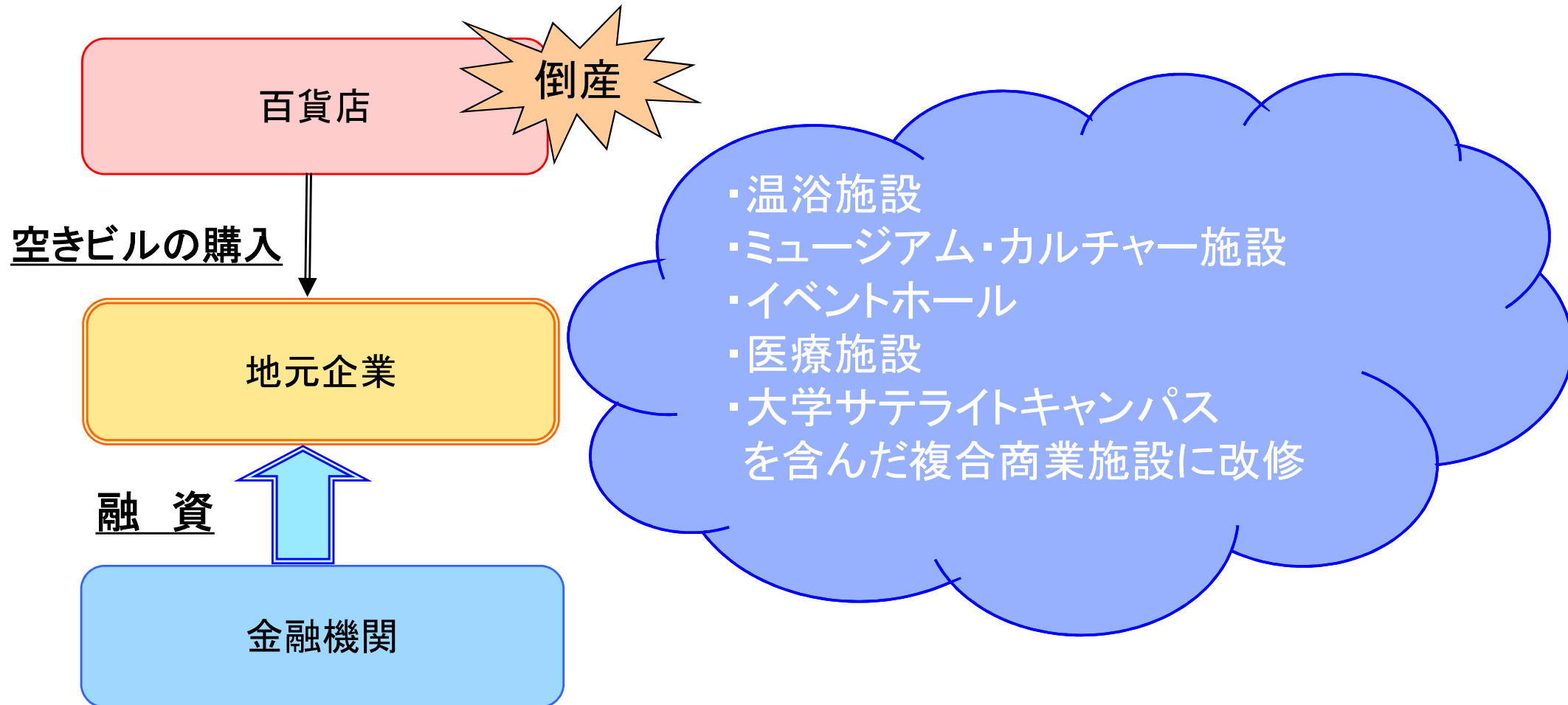


○進出支援の具体内容



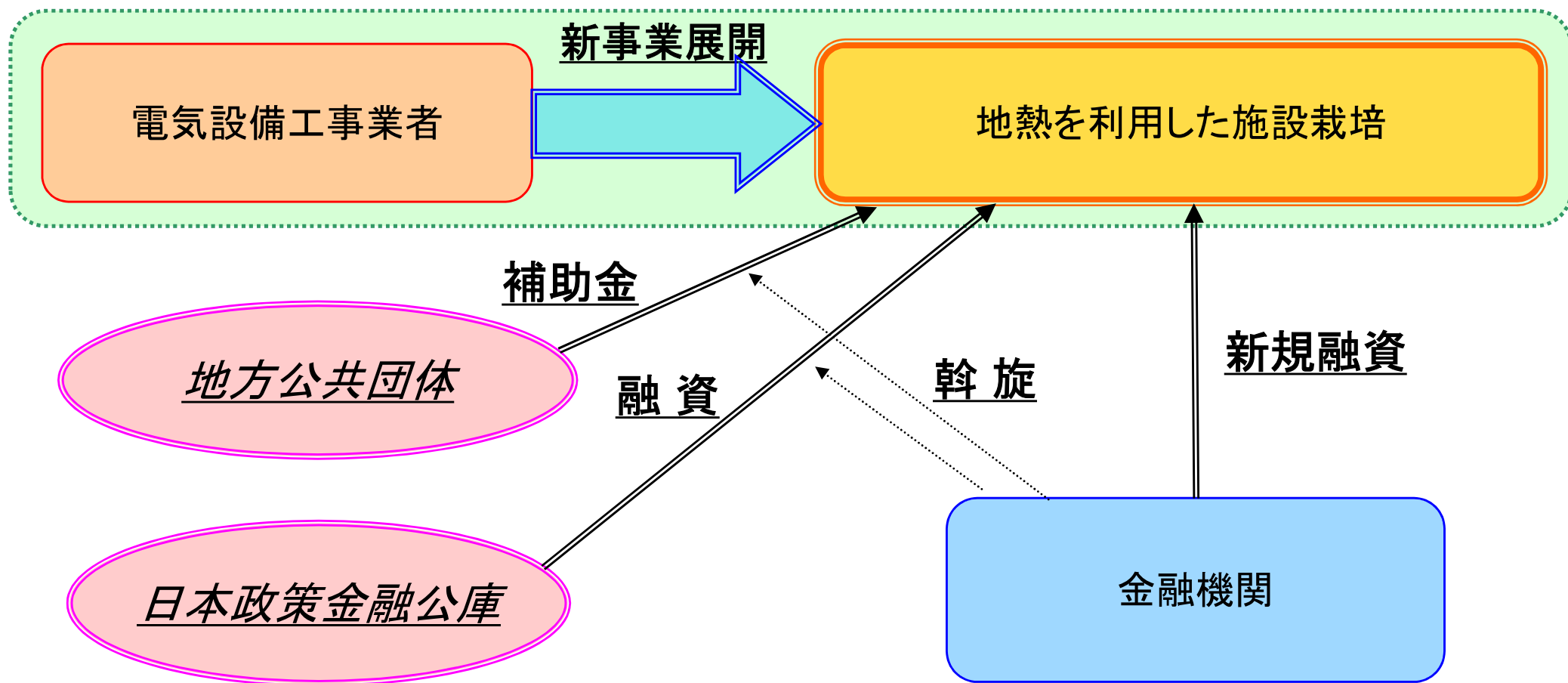
駅前・商店街の再開発に関与する企業

銀行は、市の中心商業地のシンボリック存在であった百貨店の倒産後、複数の機能を備えた新たな施設として再生することにより、来街者の交流拠点として集客及び賑わい回復を目指し、その空きビルを購入・改修する企業に対し融資



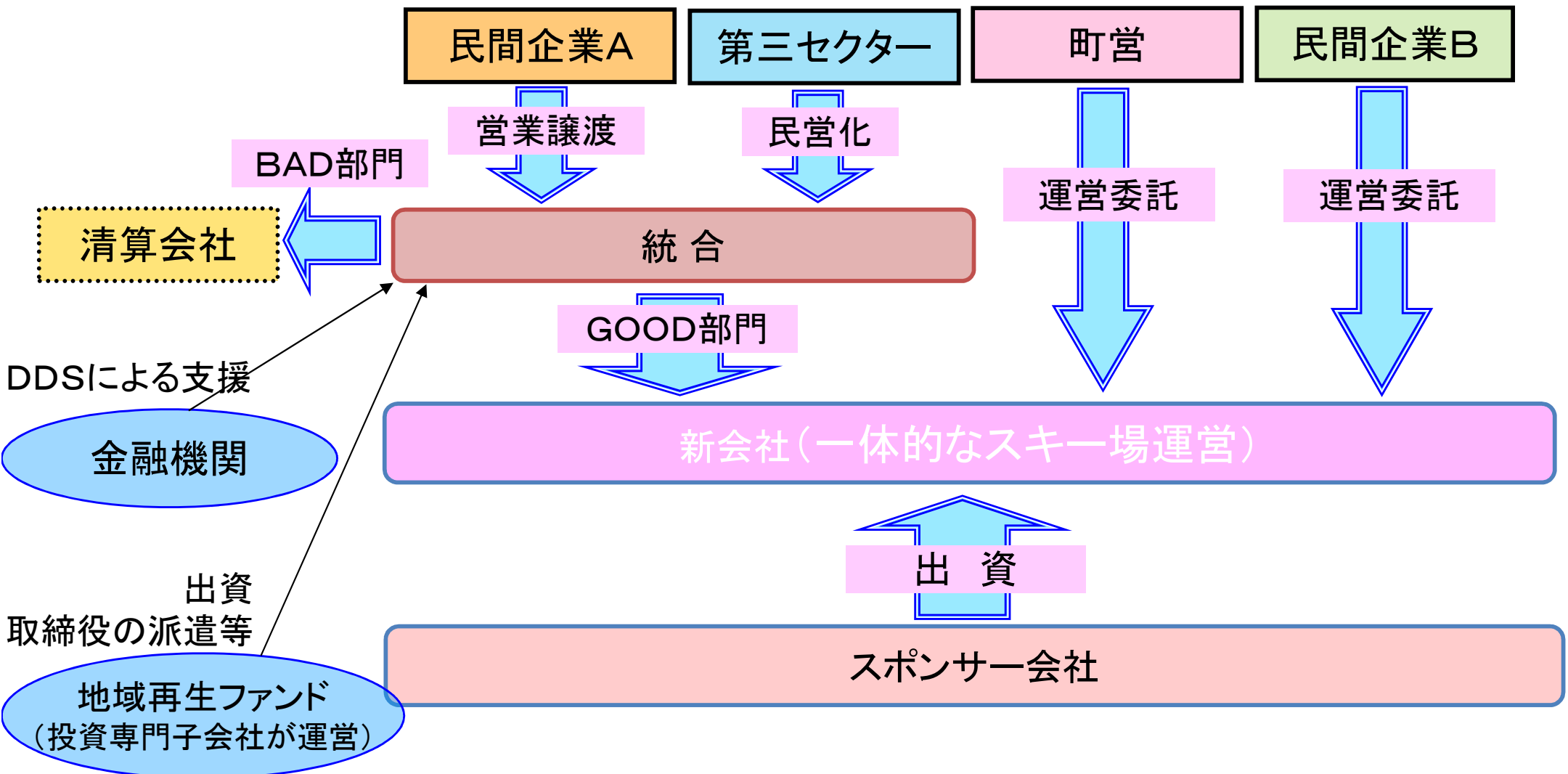
太陽光・地熱等地域の資源を活用する企業

銀行は、公共工事削減の環境下、電気設備工事を営む取引先が、新たな事業として、地元の地熱を使用した施設栽培で、冬季も植物育苗が可能な「植物工場」の運営に着手するに際し、様々なアドバイスや融資を実施



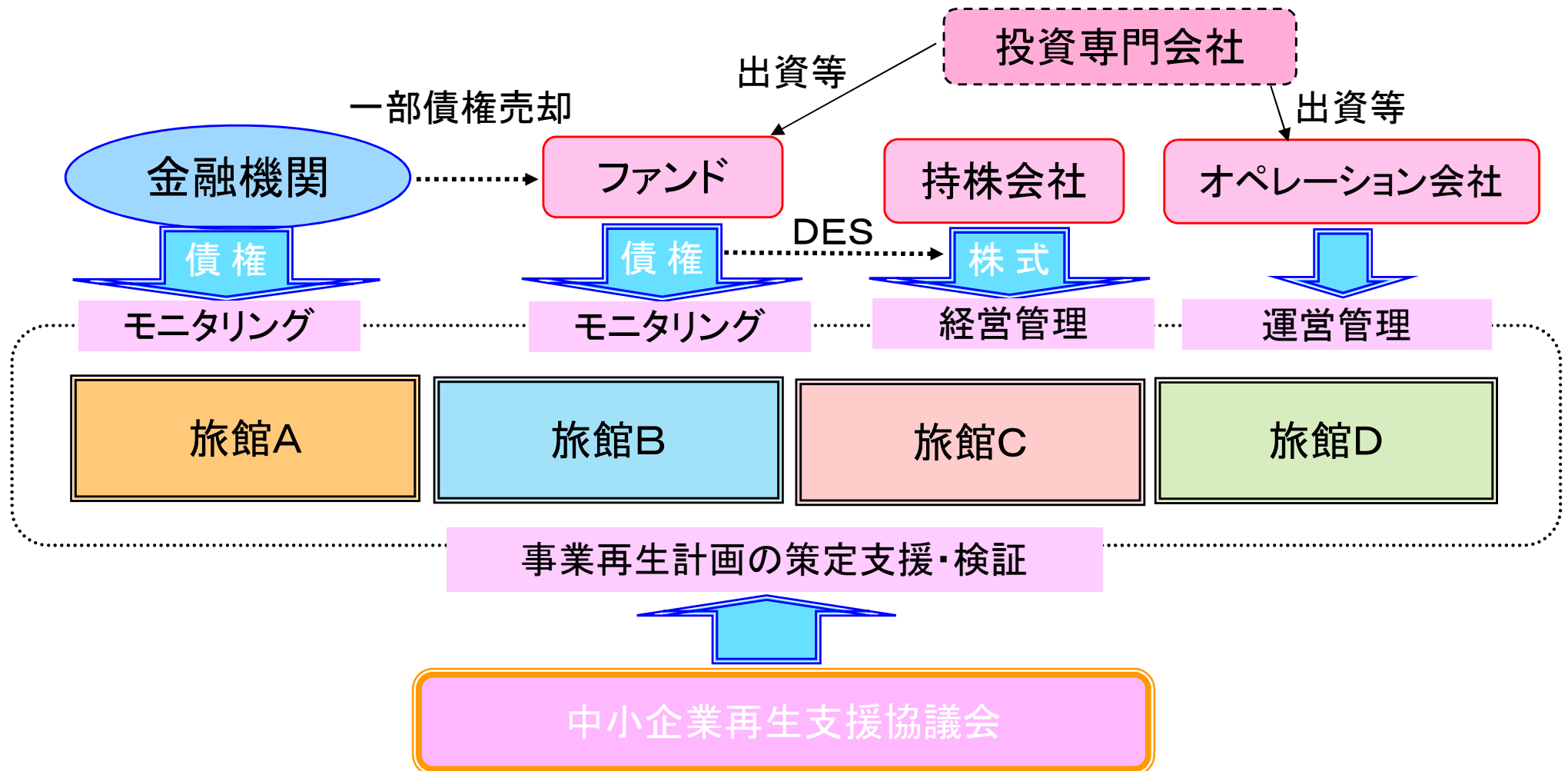
複数の観光施設を一体的に再生する企業

銀行と投資専門会社は、地域基幹産業であるスキー事業を再生するため、運営主体が異なっている4つのゲレンデについて、金融支援やファンドからの出資・取締役の派遣等を行うことにより、事業再生・運営の一体化を支援



複数の温泉旅館を一体的に再生する企業

銀行は、地域の複数の中小温泉旅館の抜本的な再生を図るため、ファンドや中小企業再生支援協議会等と連携し、再生スキームを構築。その際、複数の旅館について効果的・効率的な再生を図るため、支援対象旅館の株式を保有し経営管理を行う「持株会社」及び旅館運営に関する管理・指導を担う「オペレーション会社」を新設



資金繰り支援

- 経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、中小企業の再生・経営改善等の取組を推進しながら、中小企業の資金繰りに万全を期す。[3/1から受付開始]

公的金融(日本公庫、商工中金)による支援

○ 経営支援型等のセーフティネット貸付（日本公庫、商工中金）【補正予算1,326億円、事業規模5兆円】

- ・ 認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付を創設する。
- ・ 対象： 経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業
- ・ 金利： 基準金利－最大0.6% ※基準金利は中小事業1.45%、国民事業1.95%

○ 資本性資金の活用（日本公庫）【補正予算986億円、事業規模0.4兆円】

- ・ 新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期(7年・10年・15年)・一括償還の資本性資金を供給。
- ・ 財務基盤の強化を通じて、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化させる。

※資本性資金とは、法的倒産手続きの開始決定がなされた場合に、全ての債務に劣後する融資であり、金融庁の金融機関向け検査では「自己資本」とみなすことができる。

信用保証による支援

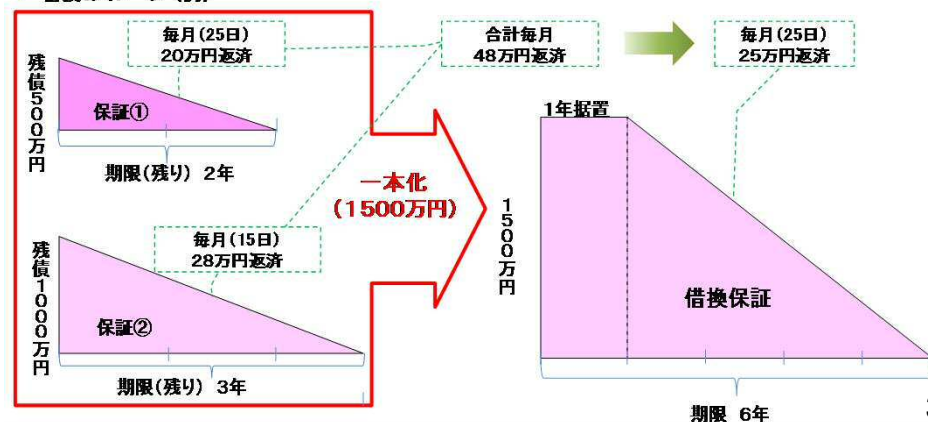
(平成15年2月創設)

○ 借換保証の推進【補正予算500億円、事業規模5兆円※】

- ・ 複数の借入債務を一本化し返済負担の軽減を図る借換保証を促進。
- ・ 認定支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を一部減免(－0.2%)する経営力強化保証の活用が中心。

※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

■ 借換のイメージ(例)

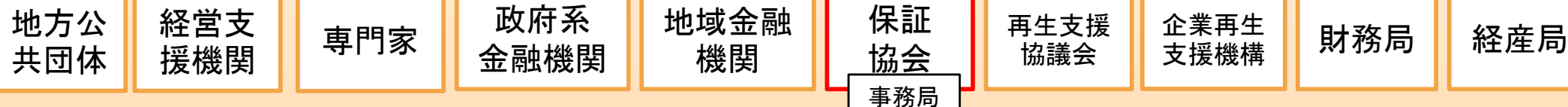


「中小企業支援ネットワーク」の概要

- 地域内の金融機関同士であっても、経営改善や再生に対する目線や姿勢が異なるため、普段からの情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等により、経営改善や再生の目線を揃え、面的な経営改善、再生のインフラを醸成し、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図る。
- 参加機関間の連携強化により、各機関が有する専門知識を円滑に活用できる関係の構築を図る。
- 地域毎(県単位を想定)に「中小企業支援ネットワーク」を構築。活動内容、開催頻度、参加者等は地域の実情に応じて決定。
- 各地域における自律的な取組として、地元中小企業の迅速な経営改善・事業再生を促進するため、地方公共団体、協会、協議会、経営支援機関等を中心に関係機関が連携を図り、中小企業を支援する枠組を構築済み。

～中小企業支援ネットワーク

参加機関の連携促進



(事務局が地方公共団体や再生支援協議会の場合もある)

- 参加機関: 地域金融機関、信用保証協会、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、経営支援機関(商工会、商工会議所等)、地方公共団体、財務局、経産局等
- 活動: 定期的(年2～3回程度)に、情報交換会や研修会(施策ツールの紹介、地域金融機関による再生支援の取組、再生手法に関連する勉強会等)により、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図る。

小規模事業者に重点を置いた経営改善・事業再生等支援策 ①

- **金融業界**(信用金庫・信用組合等)は、円滑化法期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいく旨を申合せ 小規模事業者を主たる取引先とする**各信金・信組**から、申合せの趣旨等を個々の借り手に文書等で説明
 - 債務者が経営改善計画を策定していない場合であっても、債務者の実態に即して**金融機関が作成した資料がある場合**には、経営改善計画とみなす取扱いの周知徹底
 - ⇒ 金融機関に対して、当該取扱いを積極的に進めるよう指導
 - 【金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕】
(略)債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しない(略)
 - 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に対して、**全国の認定支援機関**(約11,200先～税理士、中小企業診断士、商工会、信金・信組等)が計画策定を支援
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助 【補正予算:405億円】
 - 地域における経営改善・事業再生支援の担い手が連携し、
 - 地域全体の経営改善・事業再生ノウハウの向上を図るための**中小企業支援ネットワーク**(※)を全都道府県に構築
 - ⇒ 経営改善・事業再生のニーズや対応策等についての情報共有、面的再生等についての検討等
- ※信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・弁護士・公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

小規模事業者に重点を置いた経営改善・事業再生等支援策 ②

- ・ 個別の中小企業・小規模事業者の支援のため、当該個別中小企業・小規模事業者と金融機関等の関係者が集まる枠組み(経営サポート会議)を活用
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者の負荷(経営改善計画を策定していく過程での複数の金融機関との調整に要する多大なコスト・時間)を低減し、関係者が迅速に当事者の支援に向けた方向性について協議等
- 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、経営改善・事業再生等の取組みを推進しながら、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す
 - ⇒ 認定支援機関等による経営支援を前提とした経営支援型等のセーフティネット貸付を創設【事業規模:5兆円】
 - ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】
 - ⇒ 新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資本金を政府系金融機関が供給【事業規模:0.4兆円】
- 日常より中小企業・小規模事業者の身近で相談等に応じている商工会、税理士等から、個々の中小企業・小規模事業者に対し、円滑化法終了後の金融機関や金融当局の対応や各種の中小企業・小規模事業者支援策を幅広く説明・助言等
- 全国の財務局・財務事務所に設置した「中小企業等金融円滑化相談窓口」で2月25日から業務を開始し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応
- 被災地域においては、東日本大震災事業者再生支援機構が小規模事業者に積極的に対応
 - ⇒ 池田・機構社長
「可能性のある小規模事業者の方々への支援も全部やる。そのことにこそ、私ども存在意義があると考えています。いま、本当に困っているのは小規模事業者の方々なのですから。」(「東日本大震災事業者再生支援機構ニュースレターNo. 1」より)
 - ⇒ 3月29日時点の支援決定先及び前向き検討先378先のうち過半の219先が従業員10名以下の事業者



参考資料②

（円滑化法の概要等）

中小企業金融円滑化法について

＜平成21年12月3日公布・4日施行、平成23年3月31日までの時限法＞

金融機関の努力義務

- ・金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注) 銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。

行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

中小企業金融円滑化法の一部改正法 ＜平成23年3月31日公布・施行＞

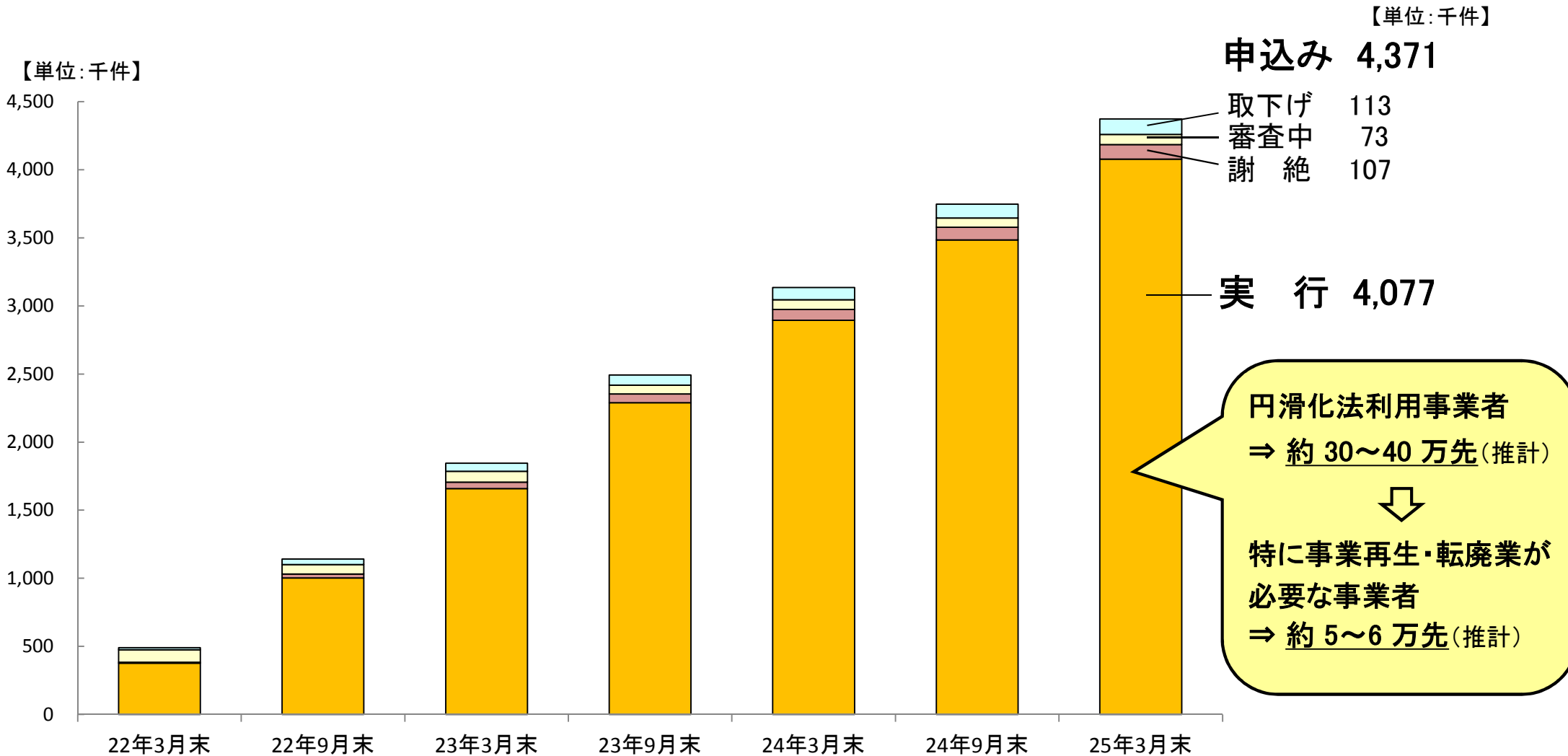
- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成24年3月31日まで1年延長

中小企業金融円滑化法の一部改正法 ＜平成24年3月31日公布・施行＞

- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成25年3月31日まで1年延長【最終延長】

金融機関による貸付条件の変更等の対応状況

- ・貸付条件の変更等の申込みに対する実行の割合は、9割を超える水準で推移
⇒ 貸付条件の変更等の取組みは定着

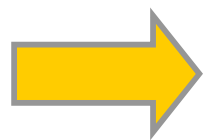


一方で、貸付条件の再変更等が増加 (実行の約8割)

また、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業も増加

「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」 (平成24年4月20日公表)

- ・本年度を初年度として、中小企業の事業再生支援に軸足を移し、貸付条件の変更等にとどまらず、真の意味での経営改善が図られるよう、政府を挙げて取り組む。

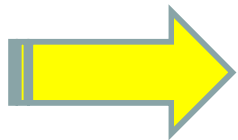


関係府庁(内閣府・金融庁・中小企業庁)が連携し、

「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定。

政策パッケージの主な施策

- ① 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ② 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化
 - ー 地域における事業再生支援態勢の抜本的強化
- ③ 経営改善や事業再生を支援する諸施策の推進
 - ー 事業再生ファンドの組成・活用促進、中小企業支援ネットワークの構築、企業再生税制の拡充 等



中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図っていく。

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ (骨子) 《平成24年4月20日公表》

1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

- (1) 各金融機関に対する「出口戦略ヒアリング」の実施
 - － 中小企業に対する具体的な支援方針や取組状況等を確認
- (2) 監督指針の改正
 - － 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用

2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化

- (1) 機構
 - ① 専門人材の拡充
 - ② 協議会等との円滑な連携(企画・業務統括機能の強化、協議会との連携窓口の設置)
 - ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直し
 - ④ 資産査定等にかかる手数料の負担軽減
- (2) 協議会
 - ① 再生計画策定支援を迅速・簡易に行う方法の確立
 - － 標準処理期間を2ヶ月に設定・24年度に3千件程度
 - ② 専門人材の確保・人員体制の大幅拡充
 - ③ 相談機能の充実
 - － 最適な解決策の提案や専門家の紹介等

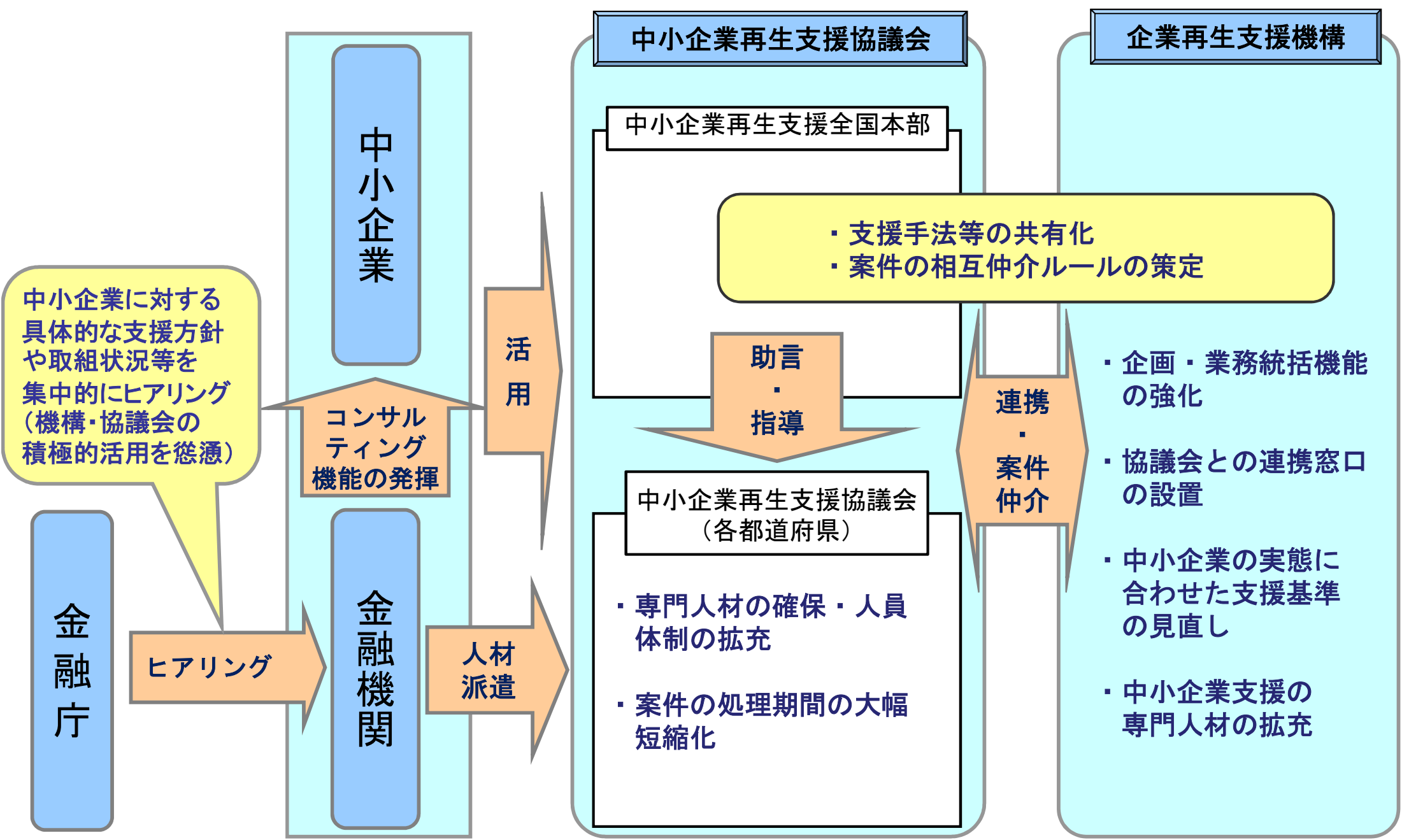
(3) 機構・協議会の連携強化

- ① 相互仲介ルールの策定
 - － 他方が対応した方が効果的・迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件を仲介等
- ② 中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定
- ③ 協議会に対する相談・助言機能の提供
- ④ 専門人材の紹介体制の構築
- ⑤ 機構、協議会及び中小企業再生支援全国本部との間の「連携会議」の設置

3. 経営改善や事業再生を支援する諸施策の推進

- (1) 「中小企業支援ネットワーク」の構築
 - － 金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等から構成
- (2) 事業再生ファンドの設立促進
 - － 出資・債権買取り機能がある事業再生ファンドの設立促進
- (3) 公的金融機関における事業再生支援機能を充実させるための資本金借入金を活用した事業再生支援の強化
- (4) 中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策

企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能・連携の強化



中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針(平成24年11月公表)

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）が平成25年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を、以下のとおりお示します。



（金融機関の役割）

- 金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても**何ら変わりません**。

（検査・監督の対応）

- 金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、**これまでと何ら変わりません**。
⇒ **検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します**。
- 円滑化法の期限到来後も**不良債権の定義は変わりません**。
（貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は**恒久措置**です）
- 個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

（借り手の課題解決）

- 借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。
⇒ 本年3月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。
- 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

（営業現場への周知徹底）

- 金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、**顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明**するよう促します。
- 金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。



参考資料③

（ A B L、資本性借入金）

ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について

○ ABL(Asset Based Lending: 動産・売掛金担保融資)とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保とする融資

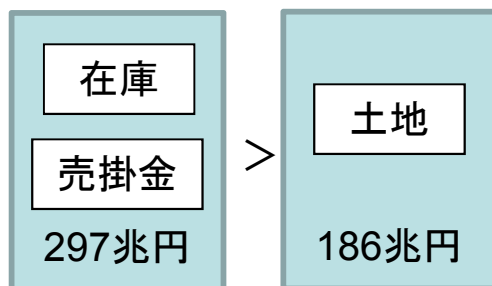
現状

- 金融機関の融資の担保は、「不動産担保」が中心で、「動産・売掛金担保」はあまり活用されていない。

(参考1)

地域金融機関の場合、融資の担保の9割超が「不動産担保」。

(参考2)



対応策

● 検査マニュアルの「一般担保」要件の明確化

- 具体的にどのような担保管理を行えば、「一般担保」(客観的な処分可能性がある担保)の要件に合致するかがより明確になるよう、金融実務も踏まえつつ、適切と考えられる担保管理手法を例示。

● 検査における検証方針の明確化

- 「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCAサイクルが機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化。

● 「自己査定基準」における担保掛け目の明確化

- 検査マニュアルに「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準を新たに記載(動産担保:評価額の70%、売掛金担保:評価額の80%)。

その他、

- 「電子記録債権」の自己査定上の取扱いの明確化(※1)
 - 「貸出条件緩和債権」に該当しない場合の明確化(※2)
- についても措置

効果

● 借手企業

- これまで担保としてあまり活用されてこなかった「動産・売掛金担保」を活用することにより、資金調達枠が拡大。

● 金融機関

- 新規融資につながる。
- 企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理が強化。

(※1) 電子記録債権のうち、「決済確実な商業手形」に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを、検査マニュアルにおいて明確化。

(※2) 仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合でも、金融機関がABLにより、当該企業の実態を把握した上で、経営改善の資料を作成している場合には、現行の検査マニュアル[中小企業融資編]の考え方に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすることを明確化。

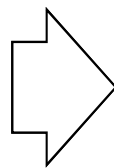
「資本性借入金」について

○ 借手企業の資本充実策の一環として、「資本性借入金」の積極的な活用を推進するために・・・

◎ 「資本性借入金」の要件を明確化（平成23年11月）

【従前】特定の貸付制度を例示
〔例示された貸付制度〕

- 償還条件：15年
- 金利設定：業績悪化時の最高金利0.4%
- 劣後性：無担保（法的破綻時の劣後性）



【明確化後】条件を直接明記

- 償還条件：5年超（期限一括償還）
- 金利設定：業績悪化時には低金利
- 劣後性：一定の条件を満たす場合には
「担保の解除」は要しない

【効果】

- ・長期間にわたり返済負担が軽減されるため、企業の資金繰りが改善 ⇒経営改善支援に効果的
- ・金融検査上、融資が資本とみなされることにより、企業の実態的な財務内容が改善
⇒債務者区分のランクアップが可能に（⇒金融円滑化，事業再生）

【今回の措置】

◎ 「資本性借入金」の税務上の取扱いを明確化（平成25年2月）

「資本性借入金」に条件変更すると、金融機関は、貸倒引当金を積む必要があるが、従来は「損金処理」していなかった。



「損金処理」により、金融機関の更なる活用を推進



以下のいずれかの場合に、損金処理が認められることを明確化（国税庁と調整済み）

- ①「債権者集会の協議決定」等で、
 - ・債務免除とともに「資本性借入金」に条件変更した場合
 - ・メイン行が債務免除、非メイン行が「資本性借入金」に条件変更した場合
- ②「特定調停」で「資本性借入金」に条件変更した場合